

中華人民共和国 王毅外交部長の発言に対する抗議決議

中華人民共和国の王毅 外交部長（以下「外相」という。）が、11月24、25日に来日し、菅総理大臣や茂木外務大臣と会談を行った。

11月24日の日中外相会談の共同記者発表では「共同記者発表は主催国、相手国という順番でそれぞれ一度ずつ発言を行うルール」である。そのルールを悪用し、日本がその場で反論できない状態で、王毅外相は、「ここで1つの事実を紹介したい。この間、一部の真相が分かっていない日本の漁船が絶えず釣魚島（魚釣島の中国名）の周辺水域に入っている事態が発生している。中国側としてはやむを得ず非常的な反応をしなければならない。われわれの立場は明確で、引き続き自国の主権を守っていく。敏感な水域における事態を複雑化させる行動を避けるべきだ」という趣旨の発言をした。

魚釣島を含む尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も我が国の固有の領土であり、日本側に責任転嫁する傲岸不遜な発言は到底容認できるものではない。

海上保安庁発表によると今年に入って確認できる範囲で接続水域への侵入が312日のべ1092隻、領海侵犯が26日のべ80隻もの数にもものぼり、本年5月11日には尖閣諸島領海南側の我が国の接続水域で操業中の漁船に対し、中国外交部報道局長は「日本漁船が中国の領海内で違法な操業をした。」という趣旨の発言をするなど中華人民共和国の異常ともいえる行動と発言が継続している状況である。

中国公船が尖閣諸島周辺での行動が活発化している環境の中で、第11管区海上保安本部の巡視船が周囲をパトロールしているとはいえ、那覇市に在住する方を含む多くの漁師の皆様が、豊富な漁場である尖閣諸島周辺で安心して漁業ができない状態であり、市民県民の経済的活動にも大きな影響がでている。

よって本市議会は、中華人民共和国の王毅外相の尖閣諸島の領有権に関する発言及び尖閣諸島周辺での中国籍船舶の活動に関し厳重に抗議する。

令和2年（2020年）年12月10日

那 覇 市 議 会

あて先

中華人民共和国国家主席、中華人民共和国外交部長、中華人民共和国駐日本国特命全権大使